

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例  
案要綱

1 改正の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正等に伴い、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない特殊建築物に係る基準が見直されたこと等から、必要な規定の整備等を行うため、また、移転に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに徴収するため、滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)および滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県建築基準条例の一部改正

- ア 耐火建築物もしくは準耐火建築物または特定避難時間倒壊等防止建築物である木造等の校舎について、隣地境界線からの距離の制限を緩和できることとします。(第8条関係)
- イ 特定避難時間倒壊等防止建築物の建築に係る規制および1時間準耐火基準に適合する準耐火構造に係る規制について、所要の規定の整理を行うこととします。(第10条、第19条、第20条、第22条、第32条、第36条の4、第36条の5関係)
- ウ 自動車車庫および自動車修理工場の敷地と道路との関係について、一定の緩和を行うこととします。(第28条関係)
- エ 建築基準法の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物の敷地内での移転と敷地外への移転について、この条例の規定を適用しない部分を追加することとします。(第36条の3関係)

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

移転に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに徴収することとします。(別表第43関係)

(3) その他

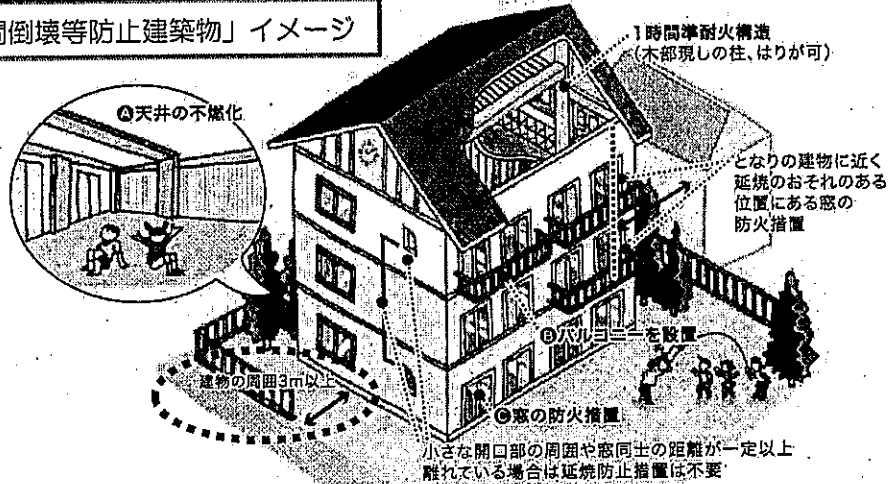
- ア この条例は、公布の日から施行することとします。
- イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

# 建築基準条例改正の概要

## ■木造校舎の隣地境界線との距離の緩和

○敷地境界線からの距離を4m確保する必要があった木造の校舎について、今回の建築基準法改正により、一定の防火措置を講じた「特定避難時間倒壊等防止建築物」とすることで、木造での建築が可能となったことを受け、一定の緩和を行います。

### ●「特定避難時間倒壊等防止建築物」イメージ



## ■耐火性能規定の改正に伴う規定の整理

○法改正に伴い必要となる、耐火・準耐火の用語の整理のため、所要の規定の整理を行います。

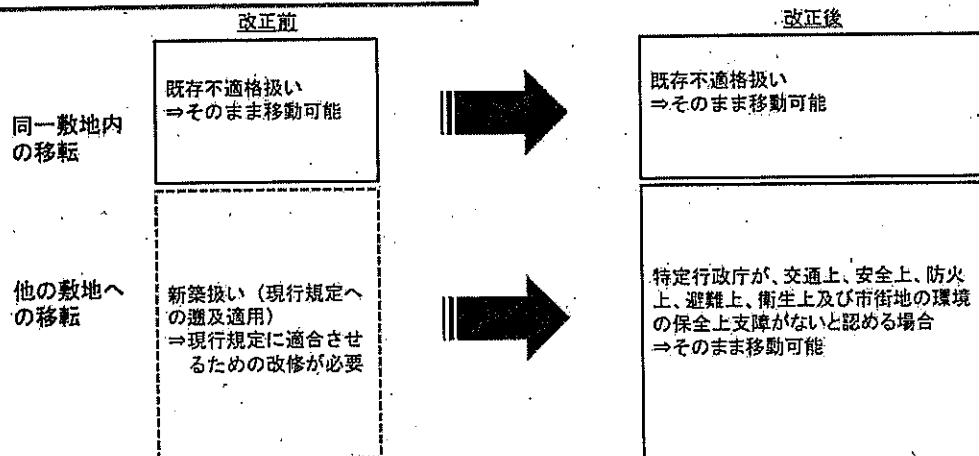
## ■車庫等の敷地と道路との関係の緩和

○一定規模以上の車庫等がある敷地の自動車の出入口の位置について、緊急自動車等の敷地の自動車の出入口については適用を除外します。

## ■移転の定義の改正に伴う規定の整理

○今回の建築基準法改正に伴い、「移転」の定義が改正されたことを受け、移転の場合の制限の緩和について整理を行います。

### ●建築基準法における「移転」の定義の改正



## ■移転認定申請の手数料の徴収

○上記、「移転」の定義の改正に伴い、新しく制定された敷地外移転に係る認定申請について手数料の徴収を行います。

滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章～第6章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第2条～第5条の2 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)</u></p> <p>第19条第1項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。以下同じ。)</p> <p>(11)～(14) 省略</p> <p>第7条～第7条の6 省略</p> <p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第8条 学校の用途に供する建築物(法第23条に規定する木造建築物等に限る。)にあつては、その主要な建築物と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、敷地の周囲に広い空地があり、そ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・<u>第1条の2</u>)</p> <p>第2章～第6章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この条例において使用する用語は、法および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>第2条～第5条の2 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。以下同じ。)</u></p> <p>(11)～(14) 省略</p> <p>第7条～第7条の6 省略</p> <p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第8条 学校の用途に供する建築物(木造建築物等に限る。)にあつては、その主要な建築物と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する建築物については、こ</u></p>

1/6

<p>その他これと同様の状況にある場合で安全上および防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>第9条 省略</p> <p>(耐火建築物等)</p> <p>第10条 共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える階の下階に次の各号のいずれかの用途に供する部分を設ける建築物にあつては、共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の下階の部分は、<u>耐火建築物または準耐火建築物</u>とし、当該共同住宅または寄宿舎の部分とその他の部分とを政令第115条の2の2第1項第1号に規定する技術的基準に適合する準耐火構造とした床もしくは壁または政令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>第11条～第18条 省略</p> <p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、興行場等の用途に供する建築物が耐火建築物または準耐火建築物である場合であつて、その敷地が次の表に掲げる幅員を有する2以上の道路にそれぞれ6メートル以上接しているときは、適用しない。</p> <p>表 省略</p>	<p>の限りでない。</p> <p><u>(1) 耐火建築物もしくは準耐火建築物または特定避難時間倒壊等防止建築物(以下「耐火建築物等」という。)</u></p> <p><u>(2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、安全上および防火上支障がないと認められるもの</u></p> <p>第9条 省略</p> <p>(耐火建築物等)</p> <p>第10条 共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える階の下階に次の各号のいずれかの用途に供する部分を設ける建築物にあつては、共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の下階の部分は、<u>耐火建築物等</u>とし、当該共同住宅または寄宿舎の部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床もしくは壁または特定防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>第11条～第18条 省略</p> <p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定は、興行場等の用途に供する建築物が耐火建築物等である場合であつて、その敷地が次の表に掲げる幅員を有する2以上の道路にそれぞれ6メートル以上接しているときは、適用しない。</p> <p>表 省略</p>
---	---

2/6

(前面の空地)

第20条 興行場等の用途に供する建築物の主要な屋外出入口の前面には、道路等(都市計画区域内にあつては、前条第1項に規定する道路に限る。次条において同じ。)または次条に規定する敷地内の通路に通ずる空地を次の表に定めるところにより設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行
200平方メートル未満のもの	主要構造部が耐火構造のもの 2メートル以上 主要構造部が耐火構造以外の構造のもの 2.5メートル以上
省略	

第21条 省略

(出入口)

第22条 興行場等の用途に供する建築物の屋外出入口の数および構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客用以外の用に供するものについては、この限りでない。

(1) 屋外出入口の数は、次の表に掲げる数値以上とし、避難上有効に配置すること。

主要構造部	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
耐火構造	200平方メートル未満のもの	3

(前面の空地)

第20条 興行場等の用途に供する建築物の主要な屋外出入口の前面には、道路等(都市計画区域内にあつては、前条第1項に規定する道路に限る。次条において同じ。)または次条に規定する敷地内の通路に通ずる空地を次の表に定めるところにより設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造または1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(以下「耐火構造等」という。)とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行
200平方メートル未満のもの	主要構造部が耐火構造等のもの 2メートル以上 主要構造部が耐火構造等以外の構造のもの 2.5メートル以上
省略	

第21条 省略

(出入口)

第22条 興行場等の用途に供する建築物の屋外出入口の数および構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客用以外の用に供するものについては、この限りでない。

(1) 屋外出入口の数は、次の表に掲げる数値以上とし、避難上有効に配置すること。

主要構造部	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
耐火構造等	200平方メートル未満のもの	3

3/6

耐火構造のもの	耐火構造等	400平方メートル未満のもの	400平方メートル以上900平方メートル未満のもの	900平方メートル以上のもの
		2	3	4

(2) 省略

(3) 屋外出入口の幅の合計は、次の表に掲げる数値以上とすること。

主要構造部	客席部の床面積の合計に対する幅
耐火構造	10平方メートルにつき 30センチメートル
でないもの	
耐火構造のもの	10平方メートルにつき 15センチメートル

2 省略

第23条～第27条 省略

(敷地と道路との関係)

第28条 自動車車庫または自動車修理工場(以下「車庫等」という。)の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。

- (1) 道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路
- (2) 縦断勾配が12パーセントを超える道路
- (3) 道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路
- (4) バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路
- (5) 公園または幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福祉施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認め

でないもの	耐火構造等	400平方メートル未満のもの	400平方メートル以上900平方メートル未満のもの	900平方メートル以上のもの
		2	3	4

(2) 省略

(3) 屋外出入口の幅の合計は、次の表に掲げる数値以上とすること。

主要構造部	客席部の床面積の合計に対する幅
耐火構造等	10平方メートルにつき 30センチメートル
でないもの	
耐火構造等のもの	10平方メートルにつき 15センチメートル

2 省略

第23条～第27条 省略

(敷地と道路との関係)

第28条 自動車車庫または自動車修理工場(以下「車庫等」という。)の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。

- (1) 道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路
- (2) 縦断勾配が12パーセントを超える道路
- (3) 道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路
- (4) バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路
- (5) 公園または幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福祉施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認め

4/6

て指定した道路

2 前項の建築物のうち床面積の合計が500平方メートル以上のものについては、前項各号に定めるもののほか幅員6メートル未満の道路に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。  
(新規)

第29条～第31条 省略

(前面の空地)

第32条 百貨店、マーケットまたは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの主要な屋外出入口の前面には、奥行3メートル以上の空地を設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

第33条～第36条の2 省略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第36条の3 特定行政庁は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替えのうち、その建築物および敷地の状況により安全上支障がないと認められるものについて、第7条の2から第7条の5まで、第28条または第31条の規定による制限を緩和することができる。

2 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物に係

て指定した道路

2 前項の建築物のうち床面積の合計が500平方メートル以上のものについては、前項各号に定めるもののほか幅員6メートル未満の道路に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 建築物が道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車の車庫である場合

(2) 通行の安全上支障がないと認められる場合

第29条～第31条 省略

(前面の空地)

第32条 百貨店、マーケットまたは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの主要な屋外出入口の前面には、奥行3メートル以上の空地を設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

第33条～第36条の2 省略

(既存建築物に対する制限の緩和)

第36条の3 特定行政庁は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転、大規模の修繕または大規模の模様替えのうち、その建築物および敷地の状況により安全上支障がないと認められるものについて、第7条の2から第7条の5まで、第28条または第31条の規定による制限を緩和することができる。

2 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物に係

5/6

るこの条例の施行後の増築、改築、移転、大規模の修繕または大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

(新規)

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第36条の4 建築物(主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料で造られたものに限る。)の階のうち、当該階が政令第129条の2第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたものまたは同条第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条(第1項を除く。)から第24条までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第36条の5 建築物(主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料で造られたものに限る。)で、当該建築物が政令第129条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたものまたは同条第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条(第1項第2号を除く。)の規定は、適用しない。

第37条 省略

るこの条例の施行後の増築、改築、移転(同一敷地内におけるものに限る。)、大規模の修繕または大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第30条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転、大規模の修繕または大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第36条の4 建築物(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたものまたは政令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条(第1項を除く。)から第24条までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第36条の5 建築物(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたものまたは政令第129条の2の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条(第1項第2号を除く。)の規定は、適用しない。

第37条 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新												
<p>第1条～別表第42 省略</p> <p>別表第43 建築基準法に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(47) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～6 省略</p> <p>以下 省略</p>	区分	金額	(1)～(47) 省略		(新設)		<p>第1条～別表第42 省略</p> <p>別表第43 建築基準法に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(47) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(48) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料</td> <td style="text-align: center;">29,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～6 省略</p> <p>以下 省略</p>	区分	金額	(1)～(47) 省略		(48) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円
区分	金額												
(1)～(47) 省略													
(新設)													
区分	金額												
(1)～(47) 省略													
(48) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	29,000円												